

富永 望著

『象徴天皇制の形成と定着』

河 西 秀 哉

本書の著者富永望氏は私にとつて、常に一歩も二歩も先を進んで同じ象徴天皇制というテーマを研究されている存在である。私は氏の背中を見ながら、それに追いつき、違つて視点を見つけて出そうと考察を重ねてきた。これまで発表された論文を再構成し、新たな書き下ろしを加えた『象徴天皇制の形成と定着』は、富永氏の象徴天皇制への向き合い方がより明確となり、私自身学ぶところが多かった。本書評では、氏の姿勢や成果を見ながら象徴天皇制を研究してきた後輩研究者が感じたことについて、率直に展開したい。まず目次を示しておこう。

序章

第一章 一九四八年における昭和天皇の退位問題

第二章 吉田茂の新憲法運用

第三章 一九五〇年代の改憲問題

第四章 象徴天皇制の定着

終章

補論 「日本憲法の再検討」問題

君主国憲法における君主規定〔抜粋〕

序章では三つの論点が提示されている。まず本書の問題設定が論じられる。富永氏は、これまでの研究史では「象徴天皇（制）」という言葉の起源と明確な定義が解明されていないことに注目する。日本国憲法は、君主制であるのか共和制であるのかという国家体制の問題を曖昧にして成立した。それゆえ、象徴天皇制もある種の「不完全」さを有していたのである。その「不完全」な体制がいかに形成され、定着したのか。本書では、憲法の解釈運用に注目することからその問題を解明することが述べられる。

次に、「象徴天皇制」という言葉がいかに使用され、定着したのか論じられる。日本国憲法制定後、本来法律用語でなかった「象徴」という用語をめぐり、憲法学者はいかにそれを法律的に解釈するかに苦闘した。ところが衆議院の解散権の所在をめぐる問題が生じると、憲法学界の大勢は「象徴」の非政治性を強調する方向へと進む。「象徴天皇」の語が使用され始めたのもこの時期であった。そして保守政党が改憲構想を発表するようになると、憲法学者はそれに対抗する形で「象徴天皇制」の語を用いていく。そこには、旧憲法下の天皇制とは異なるシステムとして日本国憲法下の天皇制を把握する意図が込められていた。その後一九五〇年代後半になると、保守勢力・社会主義勢力とも現実政治の中で「象徴」規定を受容し、「象徴天皇（制）」という用語が定着したと富永氏は説明する。

第三に、日本側による大日本帝国憲法改正案の過程が論じられる。富永氏はカール・レーヴェンシュタインの定義を紹介し、憲法で君主大権が部分的に制限されている状態を立憲君主制、そこからさらに進んで君主大権が議会の完全な支配下にある状態を議

会主義的君主制とすることを提起する。敗戦後の多くの憲法改正構想は議院内閣制の慣習を明文化し、議会主義的君主制の確立を目指す方向でほぼ一致していた。しかし、それでは不十分だとするGHQによって憲法改正草案が作成され、君主制とも共和制とも判断しがたい体制として日本国憲法は出発することになり、その解釈をめぐる動きが活発化していく。

第一章では、一九四八年の昭和天皇退位問題を説明する。退位をめぐる議論の中では、天皇の積極的な役割を求める君主制支持者は天皇によって秩序が保たれることを民主主義の大前提に置き、議会主義的君主制によって日本の民主化を進めようとする点では一致しつつも、留位論と退位論に対応が分かれた。一方、天皇に消極的役割しか求めない者や廃止論者は新憲法を君主制から引き離した解釈で定着させる共和制的思考を有し、退位論で一致したGHQの意向により天皇留位で決着をみたものの、退位論によって提起された問題は答えが出されなかったため、天皇の位置づけをめぐる問題は曖昧化したままだった。

第二章では、戦後保守政権による憲法解釈の原型を形成した吉田茂の憲法運用の内容が検証される。吉田は内奏を復活・恒常化させるなど、憲法を改正しないままに天皇を議会主義的君主として扱った。しかし憲法学界では、天皇の君主的性格を強化する動向に反対する空気が強かった。そして再軍備問題では、吉田流の解釈運用に困難が生じる。憲法が天皇の統帥する軍隊の存在を否定していたからである。これを突破するには本来は憲法を改正し、天皇を名譽的な軍の最高統帥者とする（議会主義的君主制）か、元首である大統領を最高統帥者とする（共和制）かの選択をせねばならな

い。しかし吉田は、天皇制を否定せずにしかも天皇に直屬しない軍隊を組織する第三の道を選択した。ただし統帥権は君主制の重要な条件であり、吉田は議会主義的君主制を志向しつつも天皇の君主的性格の否定にまで繋がる重大な選択をしなかったと言える。

第三章では、吉田の路線に反対する改憲派保守勢力と社会主義勢力、および当該期の憲法学界の天皇観が明らかにされる。改憲派保守勢力は、天皇を元首（議会主義的君主制）として国家秩序を再建することでは一致し、そのための改憲を目指した。しかしそれは、日本国憲法の国民民主原則を土台としており、旧憲法への復帰ではなかった。一方の社会主義勢力は、右派はイギリスをモデルに敬愛の対象として存在する限り、日本国憲法下の天皇制を積極的に肯定すべき制度と認識していた。左派は天皇制との直接対決を極力回避しようとする思考から廃止論まで幅があり、否定的ではありつつも一枚岩ではなかった。その意味で、吉田の路線に反対する保守・社会主義の両勢力（少なくとも右派社会主義以外）は、日本国憲法下の天皇制をネガティブに評価していた。

第四章では、日本国憲法体制が定着を迎えた過程が描かれる。鳩山一郎・岸信介内閣は改憲を目指したものの、衆議院で三分の二の議席を獲得することができず、吉田式の憲法運用を継承せざるを得なかった。そして池田勇人内閣下において保守勢力は改憲を断念し、解釈による議会主義的君主制の促進を目指していく。一方の社会主義勢力も現実政治の中で日本国憲法を肯定する論理（護憲）へと転換していき、日本国憲法下の天皇制に対しても肯定へとシフトする。こうした状況を背景として、内閣憲法調査会でも吉田式憲法運用の実績が主張され、改憲は断念された。この

過程を踏まえて富永氏は、保守勢力・社会主義勢力に共通の見解は成立せず、「象徴天皇(制)」は君主制支持者と共和制支持者が各々勝手に解釈しうる曖昧な制度として定着したと結論付ける。

終章ではこれまでの議論をまとめて結びとしている。

なお補論では、FEC(極東委員会)による日本国憲法再検討の過程が明らかにされる。この再検討はアメリカなどの反対によって現実化はしなかったが、イギリスとオーストラリアが憲法の逐条検討作業を行ったことが注目される。両国は、日本国憲法がイギリス型の君主制憲法であり、天皇にはイギリス国王と同様の権能が与えられているとの認識を有していた。しかしイギリスは、その役割がGSによって干渉されているために機能していないと見ていた。一方のオーストラリアは、強い対日不信感から、天皇がイギリス国王のような権能を行使することには反対し、いかに天皇の権能を制限するかにこだわった。

以上の内容からもわかるように、本書は日本国憲法制定後の象徴天皇制の展開過程について解明を試みた研究である。この時期を対象とした研究は、意外なほど多くはない。象徴天皇制研究の多くはこれまで制度形成過程に集中していた。そして数少ない展開過程の研究では、日本国憲法を共和制もしくは君主制のどちらかだと捉え、その立場からの検討がなされてきた。つまり従来は、研究者自身が象徴天皇制への固有の解釈を持ちつつ、それに基づいて事象を解明していたとも言える。検討分析から象徴天皇制解釈を導き出すというプロセスには至らなかったのである。概念先行型の研究が多かったと言えようか。そのような研究潮流に対し富永氏は、日本国憲法は君主制なのか共和制なのかという根本問

題を曖昧にしていることに特徴があると批判し、議会主義的君主制というタームを用いて、象徴天皇制の展開過程の分析を試みた。この点、非常に重要な研究姿勢である。なぜか。

それは第一に、従来の研究では敗戦後の保守政治家の動向は戦前への回帰として捉えられ、「反動」と評価されてきたが、富永氏の方法論を探れば、それは日本国憲法の枠内の、議会主義的君主制を目指す姿勢であったことが明確となるからである。保守政治家らは天皇に権力を与えることは思考しておらず、明治憲法体制への単純な回帰ではないことは従来の研究(例えば渡辺治氏など)も述べており、「反動」と評価することとのジレンマが生じていた。富永氏の方法論を探ればこのジレンマは解消される。保守政治家たちは日本国憲法の曖昧さの内実を埋め、より精緻な定義づけを行ったのと見ることができるのである。

なおこの議会主義的君主制という概念は、川田稔氏も同様の提起をしている(「立憲君主制から議会制的君主制へ」伊藤之雄・川田稔編『環太平洋の国際秩序の模索と日本』山川出版社、一九九九年)。川田氏はマックス・ウェーバーの議論を用いながら、原敬・浜口雄幸がイギリス型の議会主義的君主制を構想していたこと、柳田国男が国家神道批判の文脈の中で議会主義的君主制への移行に言及したこと、しかしこれらの構想は昭和期に至り実現されなかったことを解明した。川田氏と富永氏の議論を結びつけるならば、明治憲法体制下の立憲君主制に代わる議会主義的君主制の構想が第一次世界大戦後に提起され、敗戦後になって吉田茂がその構想の実現化を目指したと言える。以上から、象徴天皇制の淵源を第一次世界大戦後の社会に求めることもできよう。

そして第二に、富永氏の方法論によって、私たちが何気なく使用している「象徴天皇制」という言葉が自明なものではなく、敗戦後に様々な過程を経て定着したものであるという事実を明らかにできたことである。そもそも戦後歴史学において象徴天皇制は、近代天皇制から共和制への過渡的的制度として捉えられてきた感がある。それは、日本国憲法を共和制と解していたからに他ならない。それゆえに象徴天皇制を否定的に捉える見解が大勢を占めていた。本書でも、憲法学者が「象徴天皇制」という言葉を天皇元首化論に反対する文脈で一時的妥協として消極的に使用していたことが解明されるが、それはまさに戦後歴史学と同じ姿勢であろう。一方、保守政治家も君主制の解釈の明文化を試みたが、現実政治の中で断念せざるを得ず、象徴天皇制を消極的にはあれ受容していくのである。このように、「象徴天皇制」は幅広い解釈を有する形で定着した。多様な君主制解釈があり得たこと、その過程が本書では丹念に明らかにされている。

象徴天皇制が定着したのは、本書によれば一九五〇年代後半から一九六〇年代前半である。これは、象徴天皇像がミッチャー・ブーム前後の一九五〇年代後半に定着したとする私の提起とも符合する（『象徴天皇』の戦後史）講談社選書メチエ、二〇一〇年）。私自身は社会やマスコミを対象として象徴天皇像に接近したが、政治的問題から検討した富永氏と同じ結論を得られたことから考えると、象徴天皇概念は当該期に定着を迎えたと言つても差し支えないだろう。

ところで、本書では富永氏が私の研究にも言及して下さっている部分があるので、それに応えておきたい。元々は、私が本誌

八八巻四号（二〇〇五年）に掲載した「講和条約期における天皇退位問題」の中で、富永氏の「一九四八年における昭和天皇の退位問題」（『日本史研究』四八五号、二〇〇三年、本書収録）を批判したことから始まる。富永氏が一九五一年からの講和条約期の退位論について「国民の間では大した反応がなく……広範な議論はもはや起こらなかった」と評価したことに対し私は、確かに「民衆の共感や支持を得られなかった」が、「広範に議論が起らなかった」と言うのと、そうではないと考える」と主張した。講和条約発効記念式典における天皇の「お言葉」が退位について何の言及をしていないのに新聞で「退位論に終止符」などと書かれており、私は講和条約前後には広範に退位が議論されていたからこそ「お言葉」によって天皇が退位を否定したと受け取られたのだと考えた。そこで私は、富永氏の評価の後半部分は再考すべきだと批判したのである。これに対し富永氏は本書の中で、「この時期の退位論に対する反応は冷めていたと見ている」「河西が強調する『新生日本』のための退位論が一九四八年の時点で出ていることは第一章で指摘したとおりであり、目新しいものではない」と応えられた（一〇八―一〇九頁）。

前半については、少なくとも、この時期の退位論は国民の共感や支持を得るまでに至らなかったことが退位しなかった理由の一つであることは私も論証したところである。問題は後半である。私の主張の重要な論点は、講和条約期には講和独立が目前に迫ったことで日本国内にナショナリズムが高まったことにある。講和独立する日本（『新生日本』）がいかなる国家として再出発するのかが広範に議論され、それが退位論や象徴天皇制のあり方と結び

付けられた。それは、国際社会へ「新生日本」というラベルをいかに見せようとするのかの試みであつたとも言える。富永氏は一九四八年の時点でそれが提起されていると主張されているが、一九四八年の退位論の要点は、富永氏が本書で強く主張されたように、議会主義的君主制か議会主義的共和制かをめぐり、国内体制をいかに構築するのかの相剋だったのであり、「新生日本」というナショナリズムの問題とは次元が異なるのではない。

さて、本書のキー概念である議会主義的君主制についても詳しく見ておこう。カール・レーヴェンシュタイン（秋元律郎・佐藤慶幸訳）『君主制』（みすず書房、一九五七年）によれば、君主制には絶対君主制、立憲君主制、議会主義的君主制などの形態がある。このうち絶対君主制とは絶対的な君主が法から解放されて支配をしている状態で、議会は助言を与えたり批准をする権能くらいしか有していない。立憲君主制については、レーヴェンシュタインはこれを「王権と議会という二つの国家機関の並存、および合奏」としている。立憲君主制における君主は、政治権力の行使において憲法で規定されている限りにおいて制限されているが、君主と議会の対立が生じたときは常に君主に有利な統治形態であつた。そして議会主義的君主制であるが、レーヴェンシュタインは「国王は名ばかりは国家の権威の源泉をしめているが、実際はもはや政治権力を行使していないということを意味している。この際には統治はたんなる形式なのであって、事実上はもう君主制とはいえない」（四六頁）と述べる。議会主義的君主制は立憲君主制とは異なり、政治権力が議会へ移行し、君主は内閣の政治的決定に服さなければならぬ。その点で、立憲君主制よりも君主

の権力を制限し、共和制へとさらに一歩近づいた制度と言える。

しかし、レーヴェンシュタインが「議会主義的君主制も一様な現象形態をとつていない」と述べ、その形態には二種類あると提起していることに注目しておきたい。第一は、「イギリス型」の議会主義的君主制である。これは、君主のすべての権能は純粹に形式的なものであり、君主は内閣の助言や大臣の指示によって行動する。君主の裁量の自由はほとんど与えられていない。この他の形態では、君主制に「尊厳な」機能が存在しており、君主は国民感情の集中点でもある。そして重要なのは、国民は「国王の職務がその所有者の人格にあることを名譽として」、**「王権の象徴的制度と、それが国家機構のうちで意義を持っている象徴的制度は、それが目を見える人物をとおして擬人化されているために、国民大衆にはたつきかけている」**ことである（五七頁）。つまり、国家や君主制が君主の人格を通して象徴されることこそが、「イギリス型」の議会主義的君主制の大きな特徴であつた。

議会主義的君主制の第二は、「西ヨーロッパ・北ヨーロッパ」（ベルギー、オランダ、スウェーデンなど）である。これも「イギリス型」と同様に政治権力は議会が有し、政治的決定は政府によつてなされる。ただし、君主は報告を受けるだけではなく、相談を受けて助言する権利を持つなど、より自立性と活動の自由を維持している。とりわけ外交政策に及ぼす影響力は大きく、首相の選擧と任命にも多大の裁量の自由を有する。このため、レーヴェンシュタインはこの型の議会主義的君主制を「政治権力の行使への国王の実際の関与という点から見れば……国王の人格を職務のうちに消化しているイギリスと、統治指導を及ぼす国王が職務

そのものを握っている」立憲君主制との「ほぼ中間にある」と述べている(五九頁)。また、君主は裕福な中産市民階級と同じような生活をしており、「国民に接近している」こともこの型の議会主義的君主制の大きな特徴である。

このように見てみると、もちろん立憲君主制よりは君主の権能が制限され、議会や政府が政治権力を遂行する点では一致しているが、レーヴェンシュタインの議会主義的君主制の定義はかなり幅広いことがわかる。では、敗戦後の日本の保守政治家がこの議会主義的君主制を目指していたとすれば、どのレベルの議会主義的君主制を目指していたのだろうかという疑問が湧いてくる。政治権能から見れば、内奏の復活などから考えると、君主に裁量権が全くない「イギリス型」ではなく、それよりも君主の自立性と活動の自由を保障する「西ヨーロッパ・北ヨーロッパ型」ということになろう(ただし、この型の、首相の選択ということころまで保守政治家が思考していたかは検討が必要)。しかし国民統合の観点から見れば、本書でも引用されている吉田茂『回想十年』を読めば、「西ヨーロッパ・北ヨーロッパ型」の国民との近さ(いわゆるバイシクル・モナーキー)ではなく、歴史的伝統や精神的統合性を有する「イギリス型」を目指していたと考えられる。いずれにしても、レーヴェンシュタインの議会主義的君主制の定義を使用すると、かなり多くの君主制の構想がここに組み込まれる可能性がある。君主の裁量の自由はほとんど与えられていないという「イギリス型」の議会主義的君主制の定義も考慮に入れるのであれば、右派社会主義勢力の思考や場合によっては最終的に消極的にも象徴天皇制を容認した左派社会主義勢力の思考を

も含みこんでしまい、敗戦後のすべての勢力が議会主義的君主制を構想していたとも考えることができよう。またレーヴェンシュタイン後の近年の君主制研究の進展を踏まえるならば、イギリスは君主の権能は純粹に形式的なものではなく、限定的にはある政治権力を持ち、その限りにおいて政治に関与する君主制である。そして一般的には、そのイギリスを立憲君主制として把握している。であるならば、立憲君主制と議会主義的君主制の境界もやや曖昧になってざるをえない。それゆえに、議会主義的君主制のより精緻な定義や細分化などをし、保守政治家がいかなる君主制を思考したかが今後の研究課題として浮上してくるだろう。

以上、本書を読んで思ったことをいくつか書き記してきた。誤読・誤解があるかもしれない。その場合は富永氏のご海容を願いたい。前述のような本書の成果・意義によって、象徴天皇制は日本国憲法制定によってすぐに成立したのではないことははや自明となつた。今後の象徴天皇制研究はその後の過程の精緻な検討とともに、議会主義的君主制の源流を検討することも課題となるだろう。私を含めた天皇制研究者は、本書をどのように克服するのかがという課題を富永氏から突きつけられた。

【付記】 本書評脱稿後、富永氏が私の『「象徴天皇」の戦後史』に対する書評を発表された(『日本史研究』五八六号)。氏の学恩に感謝申し上げるとともに、併せてお読みいただければ幸いです。

(A5判 三〇八頁 二〇一〇年一月)

思文閣出版 本体四八〇〇円)

(神戸女学院大学文学部専任講師)